

平成十四年法律第二百四十七号

独立行政法人中小企業基盤整備機構法

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 役員及び職員（第七条—第十四条）

第三章 業務等（第十五条—第二十五条）

第四章 雜則（第二十六条—第三十二条）

第五章 罰則（第三十三条—第三十五条）

附則

第一 章 総則

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号に該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業として営むもの

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

九 この法律において「経営の革新」とは、新商品の新たな生産又は販売の方式の導入、業務の新たな提供の方法の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

十 この法律において「中小企業の集積の活性化」とは、中小企業者の集積（自然的経済的社會の条件からみて一体である地域において、同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている場合の当該中小企業者の集積をいう。）の存在する地域において、当該同種の事業又はこれと関連性が高い事業を行う中小企業者によって新たな経済的環境に即応した事業が行われることにより、当該集積の有する機能が強化されることをいう。

十一 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人中小企業基盤整備機構とする。

十二 第二条第一項に規定する小規模企業者をいう。（名称）

十三 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人中小企業基盤整備機構とする。

十四 第二条第一項に規定する小規模企業者をいう。（名称）

十五 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人中小企業基盤整備機構とする。

十六 第二条第一項に規定する小規模企業者をいう。（名称）

十七 第二条第一項に規定する小規模企業者をいう。（名称）

十八 第二条第一項に規定する小規模企業者をいう。（名称）

十九 第二条第一項に規定する小規模企業者をいう。（名称）

二十 第二条第一項に規定する小規模企業者をいう。（名称）

二十一 第二条第一項に規定する小規模企業者をいう。（名称）

二十二 第二条第一項に規定する小規模企業者をいう。（名称）

二十三 第二条第一項に規定する小規模企業者をいう。（名称）

二十四 第二条第一項に規定する小規模企業者をいう。（名称）

二十五 第二条第一項に規定する小規模企業者をいう。（名称）

（平成十四年法律第二百四十六号。以下「廃止法」という。）附則第二条第九項、第四条第十一項及び第十二項並びに中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号。以下「改正法」という。）附則第三条第六項及び第七項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

二 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第二十条第一項の第一種信用基金又は第二十一条第二項の第二種信用基金に充てるべきものであるときは、それぞれの基金に充てるべき金額を示すものとする。

三 機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

四 第二章 役員及び職員

（役員）

五 機構に、役員として、その長である理事長及び監事三人を置く。

六 機構に、役員として、副理事長一人及び理事八人以内を置くことができる。

七 第七条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事三人を置く。

八 機構に、役員として、副理事長一人及び理事八人以内を置くことができる。

九 第八条 副理事長は、理事長の定めるところにより、理事長及び監事三人を置く。

十 第九条 副理事長は、理事長の定めるところにより、理事長及び監事三人を置く。

十一 第十条 副理事長は、理事長の定めるところにより、理事長及び監事三人を置く。

十二 第十一条 副理事長は、理事長の定めるところにより、理事長及び監事三人を置く。

十三 第十二条 副理事長は、理事長の定めるところにより、理事長及び監事三人を置く。

十四 第十三条 副理事長は、理事長の定めるところにより、理事長及び監事三人を置く。

十五 第十四条 副理事長は、理事長の定めるところにより、理事長及び監事三人を置く。

十六 第十五条 副理事長は、理事長の定めるところにより、理事長及び監事三人を置く。

十七 第十六条 副理事長は、理事長の定めるところにより、理事長及び監事三人を置く。

十八 第十七条 副理事長は、理事長の定めるところにより、理事長及び監事三人を置く。

十九 第十八条 副理事長は、理事長の定めるところにより、理事長及び監事三人を置く。

二十 第十九条 副理事長は、理事長の定めるところにより、理事長及び監事三人を置く。

二十一 第二十条 副理事長は、理事長の定めるところにより、理事長及び監事三人を置く。

二十二 第二十一条 副理事長は、理事長の定めるところにより、理事長及び監事三人を置く。

二十三 第二十二条 副理事長は、理事長の定めるところにより、理事長及び監事三人を置く。

二 四 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

三 一物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

四 二物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

五 三物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

六 四物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

七 五物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

八 六物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

九 七物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

十 八物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

十一 九物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

十二 十物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

十三 十一物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

十四 十二物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

十五 十三物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

十六 十四物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

十七 十五物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

十八 十六物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

十九 十七物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

二十 十八物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

二十一 十九物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

二十二 二十物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

二十三 二十一物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

二十四 二十二物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

二十五 二十三物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

二十六 二十四物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

二十七 二十五物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

二十八 二十六物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

二十九 二十七物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

三十 二十八物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

三十一 二十九物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

三十二 三十物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

三十三 三十一物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

三十四 三十二物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

三十五 三十三物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

三十六 三十四物の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様の職権又は支配力を有する者を含む。）

三

のとする。ただし、賃貸その他の管理及び譲渡の業務については、この限りでない。
（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十六条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、前条第一項第六号及び第二項第三号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは、「独立行政法人中小企業基盤整備機構」と、「各省各庁の長」とあるのは、「独立行政法人中小企業基盤整備機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは、「独立行政法人中小企業基盤整備機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは、「独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（業務の委託）

第十七条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務のうち出資に関することができる。

一 第十五条第一項第四号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）

二 第十五条第一項第五号に掲げる業務及び同項第十四号に掲げる業務のうち債務のもの（これらに附帯する業務を含む。）

三 第十五条第一項第七号から第十号まで、第十四号及び第十五号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）

四 小規模企業共済事業に係る共済金及び解約手当金の支給に関する業務

五 小規模企業共済事業に係る掛金の収納及び返還に関する業務

六 中小企業倒産防止共済事業に係る共済金の貸付け並びに解約手当金及び完済手当金の支給に関する業務

七 中小企業倒産防止共済事業に係る掛金の収納及び返還に関する業務

八 第十五条第一項第八号に掲げる業務

九 機構は、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従つて、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第五号及び第七号に掲げる業務並びに第十五条第一項第十六号及び第十七号

に掲げる業務（以下この項において「共済事業」という。）に関連する同条第一項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十五条第二項第六号に掲げる業務

号に掲げる業務並びに共済事業及び共済事業に関連する同号に掲げる業務に附帯する業務の一部を委託することができる。

かわらず、前二項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

前二項の規定により同項第一号から第三号まで又は第八号に掲げる業務を受けた金融機関の役員及び職員であつて当該委託業務に從事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第一項の規定により同項第一号から第三号まで又は第八号に掲げる業務及び機関の役員及び職員であつて当該委託業務に從事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（区分経理）

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（次号及び第三号に掲げるものを除く。）、同項第九号に掲げる業務（次号に掲げるものを除く。）、同項第十一号から第十三号までに掲げる業務、同項第十四号に掲げる業務（産業競争力強化法第六十五条の六に規定する助言、同法第七十八条及び第三百三十二条第一項に規定する協力並びに同法第一百四十条に規定する出資その他の業務に限る。）並びに第十五条第一項第十八号から第二十三号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第一号から第五号まで及び第七号に掲げる業務

二 第十五条第一項第七号（中心市街地活性化法第五十二条第一項に規定するものに限る。）、第十五一条第一項第九号に掲げる業務（中小企業等経営強化法第十二条及び第二十五条に規定するものに限る。）、同項第十号に掲げる業務

三 第十五条第一項第七号に掲げる業務（前号に掲げるもののを除く。）及び同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する同項第二十五号に規定する業務並びにこれらに附帯する業務

四 第十五条第一項第八号に掲げる業務（前号に掲げるもののを除く。）及び同項第十六号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十七号に掲げる業務

五 第十五条第一項第十八号に掲げる業務（平成十九年法律第二十三号）第五十条の規定による産業の開発のために國の財政資金をもつて行う出資に関する

るもの及びこれに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十五条第二項第六号に掲げる業務

に第十五条第二項第六号に掲げる業務

四 第十五条第一項第六号に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第八号に掲げる業務

並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第八号に掲げる業務

中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第三項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」という。前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他の積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十条 機構は、第十五条第一項第八号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの及びこれに附帯する業務に関する第一種信用基金を設け、廃止法附則第四条第十三項の規定により第一種信用基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額、同条第十四項の規定により第一種信用基金に充てるべきものとして政府以外の者から出えんがあつたものとされた金額及び第六条第二項後段の規定により第一種信用基金に充てるべきものとして政府が示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれを充てるものとする。

第二十一条 機構は、第十五条第一項第七号、第九号、第十号、第十四号及び第十五号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの並びにこれに附帯する業務に関する第二種信用基金を設け、廃止法附則第四条第十三項の規定により第一種信用基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額、同条第十四項の規定により第一種信用基金に充てるべきものとして政府以外の者から出えんがあつたものとされた金額及び第六条第二項後段の規定により第一種信用基金に充てるべきものとして政府が示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれを充てるものとする。

第二十二条 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十九条第一項の規定によるものに限る。）における通則法第四十四条第一項ただし書の適用について

は、同項中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は（以下「施設整備等勘定」という。）における通則法第四十四条第一項ただし書の適用について

企業基盤整備債券（以下「債券」という。）を発行することができる。	2
前項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。	3
前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。	2
機構は、経済産業大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。	4
会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五十三条第一項及び第二項並びに第七百九十三条の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。	5
前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。	6

（債務保証）

政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からのお資本の受け入れに関する特別措置に関する法律（昭和二十九年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。（償還計画）

機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、経済産業大臣の認可を受けなければならない。（余裕金の運用の特例）

機構は、通則法第四十七条の規定にかかわらず、次の方針により、業務上の余裕金を運用することができる。

一 財政融資金への預託
二 通則法第四十七条第一号の規定により取得した有価証券の信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への信託
三 第二十五条第一項の指定をしようとするとき。

2
め必要があると認めるときは、第十七条第一項ができる。

第四章 雜則

（報告及び検査）

第二十六条 主務大臣は、この法律を施行するた

又は第二項の規定により業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その委託を受けた業務に關する報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所その他の事業所に立ち入り、その委託を受けた業務に關し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	2
前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。	2
第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	3
（権限の委任）	2
第二十三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からのお資本の受け入れに関する特別措置に関する法律（昭和二十九年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。（償還計画）	3

（権限の委任）

主務大臣は、政令で定めるところにより、次に掲げる権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

一 機構に対する通則法第六十四条第一項の規定による立入検査の権限
二 受託者に対する前条第一項の規定による立入検査の権限

（内閣総理大臣の権限）

内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、通則法第六十四条第一項又は前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

（内閣総理大臣の権限）

内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

（財務大臣との協議）

金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

臣（第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る財務及び会計に關する事項については、経済産業大臣及び財務大臣）	2
機構の行う業務のうち前号に掲げる業務以外の業務を行つたとき。	3
第二十五条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。	2
（施行期日）	3
第一条 この法律は、平成十六年六月一日から施行する。ただし、第二十八条及び附則第十五条の規定は、公布の日から施行する。	2
二 第十八条第一項第二号に掲げる業務に関する事項については、経済産業大臣及び財務大臣	2
三 機構の行う業務のうち前号に掲げる業務以外のものに關する事項については、経済産業大臣及び財務大臣	2
（機構の成立）	3
第一条 機構は、通則法第十七条の規定にかかわらず、独立行政法人都市再生機構の成立の時に規定する主務大臣の権限は、経済産業大臣又は財務大臣がそれぞれ単独で行使することを妨げない。	2
第二十八条第一項第二号に掲げる業務に関する事項にかかる規則第六十六条第一項に掲げる業務に係る事項については、同条中「主務大臣」とあるのは、「経済産業大臣」とする。	3
第三十条 第十八条第一項第二号に掲げる業務に関する事項にかかる規則第六十七条の規定は、機構の役員及び職員に大いに発する命令とする。	4
（国家公務員宿舎法の適用除外）	3
第三十条 国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第一百七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。	4
（第三十一条 削除）	3
（他の法令の準用）	2
第三十二条 不動産登記法（平成十六年法律第二百三十三条）その他政令で定める法令について三十万円以下の罰金に処する。	2
第三十四条 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託者の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。	2
（地域振興整備債券の債権者）	3
第三十三条 第十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は濫用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。	2
（行政法人都市再生機構の財産）	3
第三十四条 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託者の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。	2
（この法律の規定により経済産業大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けたとき）	3
一 この法律の規定により経済産業大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けたとき	2
（公団の工業再配置等業務に係る業務の特例）	3
第五条 機構は、政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。	2
一 機構の成立の際現に改正法附則第八条の規定による廃止前の地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号。以下「旧公団法」という。）第十九条第一項第二号の規定により公団が造成、整備又は管理（同項第三号に規定するこれらに附帯する業務を含む。）を行つている工場用地及び施設につき、造成、整備、管理及び譲渡を行うこと。	1
二 機構の成立の際現に改正法附則第二十五条の規定による改正前の地方拠点都市地域の整	2

（地域振興整備債券に係る債務に關する連帶債務）	2
機構は、通則法第十六条の規定にかかわらず、機構の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。	3
（機構の成立）	2
第一条 機構は、通則法第十七条の規定にかかわらず、独立行政法人都市再生機構の成立の時に規定する主務大臣の権限は、経済産業大臣又は財務大臣がそれぞれ単独で行使することを妨げない。	3
（施行期日）	3
第一条 この法律は、平成十六年六月一日から施行する。ただし、第二十八条及び附則第十五条の規定は、公布の日から施行する。	2
二 第十八条第一項第二号に掲げる業務に関する事項については、経済産業大臣及び財務大臣	2
三 機構の行う業務のうち前号に掲げる業務以外のものに關する事項については、経済産業大臣及び財務大臣	2
（機構の成立）	3
第一条 機構は、通則法第十七条の規定にかかわらず、独立行政法人都市再生機構の成立の時に規定する主務大臣の権限は、経済産業大臣又は財務大臣がそれぞれ単独で行使することを妨げない。	2
（第三十一条 削除）	3
（他の法令の準用）	2
第三十二条 不動産登記法（平成十六年法律第二百三十三条）その他政令で定める法令について三十万円以下の罰金に処する。	2
（行政法人都市再生機構の財産）	3
第三十四条 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託者の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。	2
（地域振興整備債券の債権者）	3
第三十三条 第十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は濫用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。	2
（公団の工業再配置等業務に係る業務の特例）	3
第五条 機構は、政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。	2
一 機構の成立の際現に改正法附則第八条の規定による廃止前の地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号。以下「旧公団法」という。）第十九条第一項第二号の規定により公団が造成、整備又は管理（同項第三号に規定するこれらに附帯する業務を含む。）を行つている工場用地及び施設につき、造成、整備、管理及び譲渡を行うこと。	1
二 機構の成立の際現に改正法附則第二十五条の規定による改正前の地方拠点都市地域の整	2

備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号。以下「改正前地方拠点法」という。）第四十条第一項第一号の規定により公団が造成、整備又は管理（同項第三号に規定するこれらに附帯する業務を含む。）を行つて いる産業業務施設用地及び施設につき、造成、整備、管理及び譲渡を行うこと。

5 前項の規定にかかわらず、機構が第一項及び第二項の業務を終えた際に、第三項に規定する特別の勘定に属する資産の価額が負債の金額と对比して、その廃止の際現に当該勘定に所属する権利及び義務を一般勘定に帰属させるものとする。

3 機構は、前項の政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項、前条第一項及び第二項並びに前二項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 機構の成立の際現に旧公团法附則第十一条等二項第一号の規定により公團が管理を行つてゐる平成十二年改正前の公團法第十九条第4項第四号の規定により公團が造成又は建設か

二 機構の成立の際現に改正法附則第二十八条の規定による改正前の新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号。以下「改正前新事業創出促進法」という。)附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされるる改正前新事業創出促進法附則第九条(第二号に係る部分に限る。)の規定による廢

二 機構の成立の際現に旧公団法附則第十条等
二項第二号の規定により公団が管理を行つて
いる平成十二年改正前の公團法第十九条第
項第六号の規定により工業用水の供給の用に
供した工業用水道につき、管理及び譲渡を行
うこと。
行つた土地及び工作物につき 管理及び譲
り受けたものとし 管理及び譲渡すること。

一 第 例 機構の成立の際には廢止法附則第四十四条の規定による改正前の新事業創出促進法附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧特定事業集積促進法第九条第一号の規定により産業基盤整備基金(以下「基金」という。)が行つてゐる債務の保証に係る借り入れにつき債務の保証を行うこと

前記の地盤改良の高層化に寄りて本特定事業の集積の促進に関する法律（昭和六十三年法律第三十二号）。以下「旧特定事業集積促進法」という。第七条第一項第一号の規定により公団が管理している業務用地につき、管理及び譲渡を行うこと。

七項の規定により政府から機構に対し出資されたものとされた額のうち第一項及び第二項の業務に係る部分として経済産業大臣が定める金額について、機構に対する政府からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

(公団の産業地或経営業務に係る業務の特例)

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行ふこと。
機構は、前項の業務の円滑な実施を図るため、第十五条第一項及び第二項、前条第一項及び第二項並びに前三項の業務のほか、第五十一条第一項、前条第一項及び前三項の業務の遂行に

二 機構の成立の際現に廃止法附則第四十七条の規定による改正前の新事業創出促進法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百三十三号)附則第五条第三項の規定によりならぬその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による廃止前の特定新規事業実施規

進法第二十六条第一項第二号の規定により公団が賃貸その他の管理を行つてゐる工場用地及び事業業務施設用地及び業務用地につき、地、産業業務その他の管理を行うこと。
賃貸その他の管理を行うこと。

第六条 機構は、平成二十二年度の終了の日までの間に限り、第十五条第一項及び第二項並びに前条第一項及び第二項の業務のほか、旧産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十号）附則第二項本文の規定にかかるわらず、同項ただし書に規定する地方債に係る利子補給金を支給する業務を行う。

年改正前との公団法第十九条第一項各号に掲げて、業務（同条第一項第四号に規定する地域における鉱工業等の振興に係るものに限る。）を行ふことができる。

第六条第一号の規定により基金が行つていつる債務の保証に係る社債又は借り入れにつき債権の保証を行うこと。

三 機構の成立の際現に廃止法附則第四六六タクの規定による改正前の産業活力再生特別措置法附則第七条の規定によりなおその効力を失つてから三ヶ月以内に付与する見込

六 口 いの業務
東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百三十一項第一項の業務
第一項の業務
前各号に掲げる業務に附帯する業務を行う二。

2 機構は、政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項、前条第一項及び第二項並びに前項の業務のほか、株式会社日本政策投資銀行政法（平成十九年法律第八十五号）附則第十五条第一項の規定による解散前の日本政策投資銀行政行が石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法規

6
て整理しなければならぬ
機構は、第一項から第四項までの業務を終えた場合において、その際前項に規定する特別の勘定に属する資産の価額が負債の金額を上回ることは、その差額に相当する金額の全部又は一部を、政令で定めるところにより国庫に納付し得ばならない。

機構は、前項の業務の円滑な実施を図るために、第十五條第一項及び第二項並びに前項の業務のほか、同条第一項及び前項の業務の遂行に又障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

律の整備等に関する法律（平成十一年法律第十六号）第六条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の地域振興整備公団法（以下「平成十二年改正前の公団法」という。）第十九条第一項第四号において規定する地域において当該地域に必要な鉱業等を営む者に対し、これまで上記二文を支給銀行等に一回以上

7 機構は、前項の規定により国庫納付をしたときは（同項に規定する場合において同項に規定する資産の価額が負債の金額を下回るときは第一項から第四項までの業務を終えた後遅滞なく）、第五項に規定する特別の勘定を廃止するものと、その差上の祭見に当該勘定に所屬する

一 改正前地方拠点法第四十条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務
機構は、前二項の業務に係る経理についての管理は、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

て株式会社日本政策投資銀行法附則第二十六条の規定による廃止前の日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)第二十条第一項第一号の規定により行つた貸付けについて、株式会社日本政策投資銀行に対し、利子補給金を支給する業務を行うことができる。

のとし、その房上の隣地に当該賃貸の用屬する権利及び義務を一般勘定に帰属させるものとする。

(旧繊維法に係る業務の特例
ハモ、幾事ト、第一主、第ニ

丙

第八条 機構は第十五条第一項及び第二項、附則第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項

第

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務
（旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例）
八条の四 機構は、当分の間、第五十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、地域経済牽引事業促進法附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされる地域経済牽引事業促進法附則第五条の規定による廃止前の特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第十八号。以下「旧特定産業集積活性化法」とい

10

五 債務保証契約に係る同法附則第十一條及び第二十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第四条による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）。以下「廃止前産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」という。）第二十四条及び第五十条の業務

二 廃止前産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十七条の規定によりされた出資に係る株式の管理及び処分

5

八条の八 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行ふ。

一 中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十一条号。以下この条において「経営承継円滑化法等改正法」という。）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる経

10 of 10

1

第七号から第九号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務を行う。
(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)

1

1

一 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十六号）の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る同法附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の産業活力再生特別措置法（以下「改正前産業活力再生特別措置法」という。）第十四条第一号の業務

二 改正前産業活力再生特別措置法第十四条第二号の規定によりされた出資に係る株式の管理及び処分

三 我が国における産業活動の革新等を図るために産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十九号）の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る同法付則第二項の規定によるもとの効力

1

二 改正前中心市街地活性化法第三十八条第一項の規定によりされた出資に係る株式の管理及び処分

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
(産業競争力強化法等の一部を改正する法律による改正前の産業競争力強化法に係る業務の特例)

八条の七 機構は、当分の間、第十十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第二十六号)の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る同法附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定に

1

う。第十一一条第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による特定の地域における工場若しくは事業場、工場用地若しくは業務用地又は施設の造成、整備、譲渡等及びこれらに附帯する業務を行う。

機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項、附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条まで並びに前項の業務のほか、地域経済牽引事業促進法附則第十五条第一項の業務及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十二条の業務を行う。

（改正前産業活力再生特別措置法等に係る業務の特例）

八条の五 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行ふ。

一 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十号。以下「中心市街地活性化法改正法」という。）の施行の際現に機構が整備し、又は管理している中心市街地活性化法改正法による改正前の中中心市街地活性化法（以下「改正前中心市街地活性化法」という。）第三十八条第一項第一号イ又はロの施設に係る中心市街地活性化法改正法附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前中心市街地活性化法第三十八条第一項の業務

第

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務
(改正前中心市街地活性化法に係る業務の特例)
八条の六 機構は、当分の間、第十五条第一項

二 改正前中小強化法第七十二条第一項第二号の出資に係る株式の管理及び処分の業務	改正前の中小企業等経営強化法（以下「改正前中小強化法」という。）第七十二条の規定により行う業務
三 経営承継円滑化法等改正法附則第十条の規定によるなおその効力を有するものとされる廃止前の中小企業による地域産業資源を活用する業務	改正前中小強化法第七十二条第一項第二号の出資に係る株式の管理及び処分の業務
四 前三号に掲げる業務に附帯する業務	（産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律による改正前の産業競争力強化法等に係る業務の特例）
五 前各号に掲げる業務に附帯する業務	（出資承継勘定）

一 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の産業競争力強化法第十二条の業務	機構は、当分の間、第五十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。
二 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四条の規定による改正後の中小企業等経営強化法第二十条第一項の業務	（出資承継勘定）
三 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第十五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による廃止前の生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号。次号において「旧生産性特措法」という。）第十八条の業務	機構は、附則第八条第一項の業務に関する纖維信用基金（以下単に「纖維信用基金」という。）を設け、廃止法附則第二条第十三項の規定により纖維信用基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額の合計額に相当する金額により資本金を減少するものとする。
四 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第十七条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧生産性特措法	（出資承継勘定）

第五十五条の業務	機構は、第十四条の出資承継勘定における経理は、出資承継勘定において行うものとする。
（出資承継勘定）	（出資承継勘定）
第六条	二 廃止法附則第四条第二項の規定により政府又は政府以外の者から出資があつたものとされた金額（第六項において「出資金額」という。）を設けて整理しなければならない。
第七条	三 機構は、第一項に規定するすべての株式の処分を終えたときは、出資承継勘定を廃止するものとし、その廃止の際出資承継勘定に属する資産の価額に相当する金額を、政府又は政府以外の者に対し、それぞれ廃止法附則第四条第十二項の規定により政府又は政府以外の者から出資があつたものとされた金額に応じて分配するものとする。この場合において、政府に対し分配するものとされた金額は、財政投融资特別会計の投資勘定に帰属するものとする。
第八条	四 前項の規定により政府又は政府以外の者に分配することができる金額は、廃止法附則第四条第十二項の規定によりそれぞれ政府又は政府以外の者から出資があつたものとされた金額を限度とする。
第九条	五 第三項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、財政投融资特別会計の投資勘定に帰属する。
第十条	六 機構は、第三項の規定により出資承継勘定を廃止したときは、その廃止の際出資金額に相当する金額により資本金を減少するものとする。

（出えん金の返還）	第一項及び第十二条削除
第十三条	第一項の規定による納付があつたときは、機構が前項の規定により織維信用基金を廃止する金額により資本金を減少するものとする。
第十四条	二 経済産業大臣及び財務大臣は、前項の規定により金額を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。
第十五条	三 機構は、第一項の規定により国庫納付金を納付したときは、その納付額により資本金を減少するものとする。
第十六条	四 機構が前項の規定により織維信用基金を廃止する際に、附則第十三条第三項の規定による返還を行った後における当該基金に属する資産の価額が負債の金額を上回る場合において、経済産業大臣が財務大臣と協議してその差額に相当する金額のうち国の一般会計に納付すべき金額を定めたときは、機構は、当該金額を国的一般会計に納付しなければならない。
第十七条	五 前項の規定による納付があつたときは、機構が前項の規定により政府又は政府以外の者に分配することができる金額は、廃止法附則第四条第十二項の規定によりそれぞれ政府又は政府以外の者から出資があつたものとされた金額を限度とする。（うち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。
第十八条	六 機構は、附則第八条の五各号に掲げる業務ごとに、それぞれその業務を終えた後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額（附則第十四条の規定により読み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において経理を行つてある金額に限る。）のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。
第十九条	七 機構は、附則第八条第一項の業務に関する纖維信用基金（以下単に「纖維信用基金」という。）を設け、廃止法附則第二条第十三項の規定により纖維信用基金に充てるべきものとして組織する団体から出資があつたものとされた金額（以下「出えん金」という。）について、附則第八条第一項の業務の実施の状況、纖維信用基金の状況等を勘案して、当該業務に支障がないと認めるときは、経済産業大臣の認可を受け、これを当該出えん金を出えんしたものとされた者に対し、その出えん金の額を限度として返還することができるとする。
第二十条	八 前項の規定により出えん金の返還がなされたときは、纖維信用基金は、その返還した金額により減少するものとする。
第二十一条	九 第二項の規定は、附則第十条第三項の規定により纖維信用基金を廃止する場合における出えん金の返還について準用する。
第二十二条	十 第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。
第二十三条	十一 機構は、附則第八条の七に規定する業務を終えた後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額（附則第十四条の規定により読み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において経理を行つてある金額に限る。）のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。
第二十四条	十二 前項の規定により出えん金が返還された場合においては、当該返還によりすべての出えん金を出えんが返還されたものとみなす。

対し出資されている金額（次条の規定により読
み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業
務に係る勘定において経理を行つてゐる金額に
限る。）のうち、機構の業務に必要な資金に充
てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべ
き金額を定めたときは、政令で定めるところに
より、当該金額を国庫に納付しなければならな
い。

附則第十三条の二第二項及び第三項の規定
は、前項の規定の適用がある場合について準用
する。

（業務の特例に係る予算等の特例）

第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条
第一項から第四項まで並びに第七条から第八条
の九までの規定により機構が業務を行う場合に
は、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同
表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄
に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替え
は、政令で定める。

<p>第一号　（施行期日） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条　この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日又は時から施行する。</p> <p>一　第二条、次条（中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号）附則第九条から第十八条までの改正規定を除く。）並びに附則第三条から第七条まで、第十一条、第二十条及び第三十条の規定　公布の日</p> <p>二　附則　（平成一六年六月一八日法律第一二四号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条　この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。</p> <p>附　則　（平成一六年六月一八日法律第一二六号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条　この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一及び二　略</p> <p>三　附則第四十二条の規定　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十号）の公布の日又は公布日のいずれか遅い日</p> <p>附　則　（平成一六年六月一八日法律第一二七号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条　この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一　略</p> <p>二　附則第三条の規定　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十号）の公布の日又は公布日のいずれか遅い日</p> <p>附　則　（平成一六年六月二三日法律第一三〇号）抄</p>

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

附 則（平成二二年五月二八日法律第三号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によつる。

附錄

第七条 この法律の施行前にした前条の規定による改正前の独立行政法人中小企業基盤整備機構法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五号

附則第十四第三号を「第十四号」を「第十二条の表第二十二号」を「第十二条第一項の項の改正規定」

の改正規定	第一号の項	第一項	第一項	第一項	第一項
			同項第十号	同項第十一号」	「同項第十一号」

第二十二条规定	第二十二条第一項の改定	同項第十三号を「並びに第十四号」を「並びに第十五号第一項第八号、第十号及び第十二号及び第十三号
---------	-------------	---

第一項の 改正規定	第十五條 第十六号を第十七号とし、第十七号を第十八号とし、第十四号から第十五号までを一号ずつ繰り下げる、第十二号	十三 東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)の規定による特定の地域における工の地域における工場又は事業場の整備等を行うこと。	十三 東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)の規定による特定の地域における工の地域における工場又は事業場の整備等を行うこと。	第十五条 第五項の 改正規定	第十九条 第二項の 改正規定	第一項 第二項の 改正規定
び第十五号」に、 び第十六号」に、 び第十七号」を「第十五号及び第十四号」を「第十五号第十五号及び第一項第十四号及	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号	第十八号
び第十五号」に、 び第十六号」に、 び第十七号」を「第十五号及び第十四号」を「第十五号第十五号及び第一項第十四号及	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号	第十八号

検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第十九条 この法律(附則第一条第二号から第四号までに掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

1 (施行期日) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日